

平成29年第2回定例会（9月議会） 産業観光委員会・分科会 提出資料

平成29年9月20日
産業労働部

【議案（条例）関連】

産業集積課 秋田県工業化等促進条例の一部を改正する

条例案について …… 1

秋田県工業化等促進条例の一部を改正する条例案について

産 業 集 積 課

1 改正理由

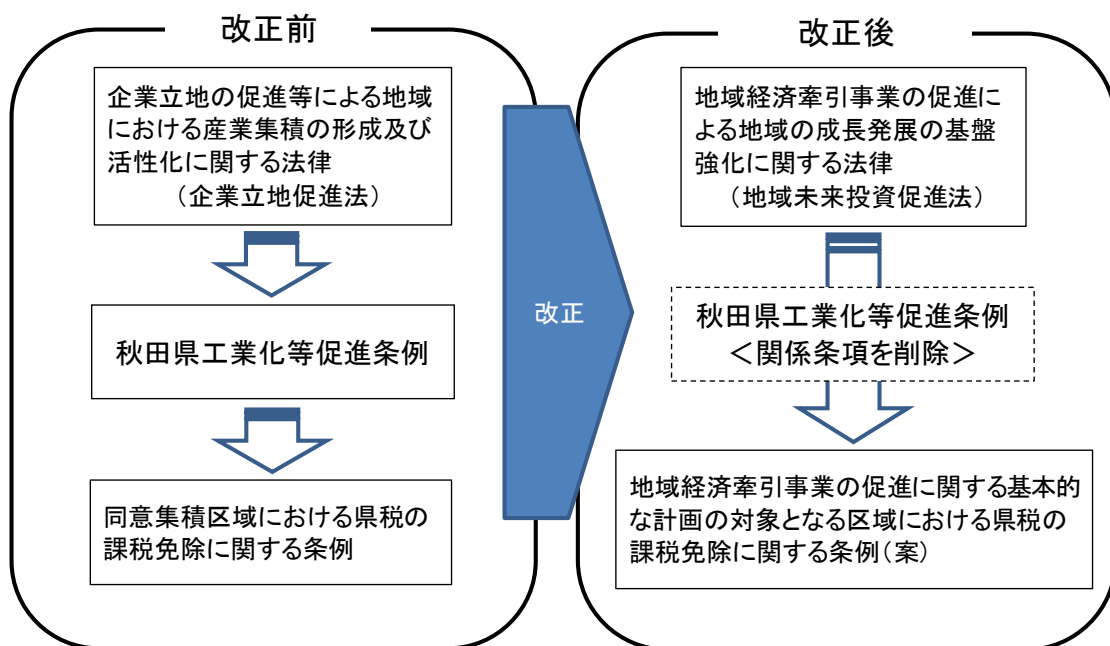
企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正内容

同意集積区域内における不動産取得税及び固定資産税に係る県税の課税免除の根拠となっていた条項を削除する。（第3条「奨励措置」・第4条「奨励措置の承継」）

《 参 考 》

課税免除の根拠となる法律・条例



3 施行期日等

(1) 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。

(2) 経過措置

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の経過措置によりなおその効力を有することとされる企業立地計画に係る課税免除措置は、なお従前の例による。

《 参 考 》

秋田県工業化等促進条例新旧対照表

新	旧
(目的) 第一条 この条例は、県内に工場、事業場等を新設し、又は増設する者に対し、便宜の供与を行う<u> </u>ことにより、工業化等の促進を図ることを目的とする。 (便宜の供与) 第二条 (略) 削 除	(目的) 第一条 この条例は、県内に工場、事業場等を新設し、又は増設する者に対し、便宜の供与<u>又は奨励措置を講ずる</u>ことにより、工業化等の促進を図ることを目的とする。 (便宜の供与) 第二条 (略) (奨励措置) 第三条 県は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十五条第二項に規定する承認企業立地計画に従って同法第九条第一項に規定する同意集積区域（以下単に「同意集積区域」という。）において同項に規定する特定事業のための施設のうち企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令（平成十九年総務省令第九十四号）第三条各号に掲げる要件に該当するものを新設し、又は増設する者（同法第五条第二項第六号に規定する指定集積業種であつて同令第四条各号に定める業種に属する事業を行う者に限る。）に対し、別に条例で定めるところにより、不動産取得税及び固定資産税に係る県税の課税免除をするものとする。 2 同意集積区域が重複するとき又は同意集積区域が過疎地域における県税の課税免除に関する条例（平成十二年秋田県条例第二百二十八号）第一条に規定する過疎地域、半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（平成元年秋田県条例第八号）第一条に規定する半島振興対策実施地域若しくは地方活力向上地域における

新	旧
削 除	<u>県税の不均一課税に関する条例（平成二十八年秋田県条例第十七号）第一条に規定する地方活力向上地域と重複するときは、当該重複する部分は、いずれかの区域又は地域に該当するものとする。</u> <u>（奨励措置の承継）</u> <u>第四条 事業が承継された場合は、当該事業に係る奨励措置（被承継人に係る不動産取得税に係るものは除く。）は、その承継人に対して行うものとする。</u>
（委任事項）	（委任事項）
<u>第三条</u> （略）	<u>第五条</u> （略）
附 則 （略）	附 則 （略）
<u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u>	
<u>2 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十七号）附則第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた企業立地計画に従って同法による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第九条第一項に規定する同意集積区域において同項に規定する特定事業のための施設のうち企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令（平成二十九年総務省令第五十五号）による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令（平</u>	

新	旧
<u>成十九年総務省令第九十四号）第三条各号に掲げる要件に該当するものを新設し、又は増設する者（同法第五条第二項第六号に規定する指定集積業種であつて同令第四条各号に定める業種に属する事業を行う者に限る。）に対する不動産取得税及び固定資産税に係る県税の課税免除については、なお従前の例による。</u>	

《 参 考 》

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（地域未来投資促進法）について

産 業 政 策 課

1 概 要

地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取組を支援するため、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（企業立地促進法）が改正され、平成29年7月31日に施行された。

2 企業立地促進法との違い

（１） 対 象

【改正前】

- ・ 主に製造業中心

【改正後】

- ・ 観光やサービス業等の追加（業種指定なし）
（ただし、高い付加価値の創出や国による先進性の確認が必要）

（２） 主な支援措置

【改正前】

- ・ 地方税（不動産取得税・固定資産税）の課税免除
- ・ 農地転用の弾力化 等

【改正後】

- ・ 機械等の取得にかかる特別償却（法人税）
- ・ 地方創生推進交付金の重点配分 等の追加

（３） 手続き（従前と変更なし）

- ①市町村・都道府県が「基本計画」を策定（国が同意）
- ②事業者が「地域経済牽引事業計画」を策定（県が承認）